

医療従事者の皆様 は届出を忘れずに！

問 会津保健所 ☎ 0242-29-5506

医師・歯科医師・薬剤師・看護師・歯科衛生士・歯科技工士の皆様には、医師法等関係法律により、2年に1度、住所や従事先等を記載した届出票の提出が義務付けられております。

令和6年は届出の年にあたりますので、該当する方は令和6年12月31日現在の状況を紙の届出票またはオンラインにて提出をお願いします。

○届出対象者

1. 日本に居住し、日本の医籍・歯科医籍・薬剤師名簿に登録されている全ての医師・歯科医師・薬剤師（従事していない方も含みます）

【届出先：住所地または就業地を管轄する保健所又は厚生労働省システム】

2. 県内で就業している保健師・助産師・看護師・准看護師・歯科衛生士・歯科技工士

【届出先：就業地を管轄する保健所又は厚生労働省システム】

○届出期限

1. 紙媒体での届出

令和7年1月15日（水）までの提出をお願いします。

2. オンラインでの届出

令和7年1月15日（水）までに厚生労働省のシステムによる届出をお願いします。

※オンラインによる届出は医療機関等に勤務している方が対象です。

○その他

1. 紙媒体は勤務先の医療機関または保健所、厚生労働省のホームページ等から入手可能です。

2. オンラインによる届出は施設登録及び申請者の利用登録が必要です。

マイナ保険証がなくても、これまで通り医療を受けられます

問 町民課 生活環境係 ☎ 0242-74-1215

令和6年12月2日から現行の健康保険証は新たに発行されなくなり、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行しました。

マイナンバーカードをお持ちでない方や、マイナカードをお持ちでマイナ保険証の手続きをしていない方には、保険証として使える資格確認書を交付します。※紙の保険証も有効期限まで使えます。

マイナンバーカードを持っているが、
マイナ保険証の手続きをしていない方

令和6年12月2日以降に後期高齢者
になられる方

マイナンバーカードを持っていない方

・マイナ保険証を持っているが、
受診が困難な方
・マイナ保険証を紛失された方 など

保険証として使える「資格確認書」を
自動的に無償で交付します。

※紙の保険証は有効期限まで、これまで
通り使えます。

申請していただくと、「資格確認書」を
無償で交付します。

マイナンバーカードをマイナ保険証にするためには、マイナポータルかセブン銀行ATM、病院や薬局に設置されている顔認証付きカードリーダーで利用登録が必要です。詳細については、特設ページを確認ください。

